

平成29年度第1回岩手県教育振興基本対策審議会 議事録

I 日時

平成29年12月26日（火曜日）午後1時30分開会、午後3時25分散会

II 場所

サンセール盛岡 3階鳳凰の間

III 出席委員（15名）

浅沼道成委員、五十嵐のぶ代委員、小笠原卓雄委員、酒井久美子委員、佐々木修一委員、佐々木良恵委員、新宮由紀子委員、高橋みどり委員、瀧山美代子委員、田代高章委員、名古屋恒彦委員、西舘敦委員、深谷政光委員、八重樫由吏委員、和田修委員

IV 欠席委員（3名）

熊谷雅英委員、野田武則委員、山本奨委員

V 説明のため出席した者

高橋教育長、永井教職員課総括課長、小久保学校調整課総括課長、中島学校教育課総括課長、荒木田保健体育課総括課長、佐藤生涯学習文化財課総括課長、鈴木教育企画室企画課長、佐々木教育企画室学校施設課長、細越学校調整課主幹兼学校調整担当課長、鈴木学校調整課産業・復興教育課長、藤澤学校調整課高校改革課長、菊池学校調整課生徒指導課長、佐藤学校教育課高校教育課長、米学校教育課学力向上担当課長、鎌田生涯学習文化財課文化財課長、松本総務部法務学事課総括課長、岡部総務部法務学事課私学・情報公開課長、小野政策地域部政策推進室政策監、教育企画室本多主任主査

VI 一般傍聴者

一般：0人

報道：4社

VII 会議に付した事件

- (1) 会長、副会長の選任について
- (2) 諮問
- (3) 次期総合計画について
- (4) 岩手県教育振興計画（仮称）について
- (5) その他

VIII 議事の内容

1 開会

○本多主任主査ただ今から、第1回岩手県教育振興基本対策審議会を開催します。

御出席いただいている委員の皆様は、委員現員18人のうち15人であり、委員の半数以上の御出席をいただいておりますので、岩手県教育振興基本対策審議会条例第5条第2項の規定により、会議が成立していることを御報告申し上げます。

開会に当たりまして、高橋教育長からご挨拶を申し上げます。

2 あいさつ

○高橋教育長 岩手県教育委員会教育長の高橋でございます。岩手県教育振興基本対策審議会の開催に当たり、一言ご挨拶を申し上げさせていただきたいと思っております。

まずもって、委員の皆様方におかれましては、本審議会委員への御就任を御承諾いただき、また、本日は、年末の大変慌ただしい中、そして足場の悪い中を御出席いただき、厚く御礼を申し上げます。

さて、本県の教育行政につきましては、平成21年度に策定された「いわて県民計画」や「岩手の教育振興」などの諸計画に基づき教育施策を展開してきておりますが、この間、東日本大震災津波からの復旧・復興や、本格化する人口減少・少子高齢化、グローバル化の進展など、県民生活や地域経済を取り巻く環境が急速に変容してきており、加えて、学校教育においては、いじめ問題、不登校問題への対応、教職員の多忙化対策、子どもの貧困対策など教育をめぐる様々な問題が顕在化してきております。

さらに、変容する社会において、本県の地域地域、日本の未来を切り開いていく子どもたちの、思考力、判断力、表現力などの生きる力の一層の育成や、希望郷いわて国体・いわて大会のレガシーの継承などを含め、様々な課題に的確に対応していくことが強く求められてきております。

県におきましては、現在の総合計画の計画期間が平成30年度までとなっていることから、向こう10年間を見通した「次期総合計画」の策定に着手したところでありますが、教育委員会におきましても、次期総合計画における教育分野に関わる長期ビジョンを踏まえながら、今後10年間というスパンで、教育のそれぞれの分野における中長期的な施策の方向性や具体的な取組方策を、仮称ではありますが「岩手県教育振興計画」として取りまとめていくことといたしており、今般、審議会での御審議をお願いしたところでございます。

本日は、会長、副会長の互選の後、次期総合計画について説明させていただき、その後に、岩手県教育振興計画（仮称）の策定に向けた、構成及び項目の柱建てなどについて御審議を賜りたいと考えております。

終わりになりますけれども、教育は社会形成の礎でありますので、学校教育や社会教育など本県の教育の充実のため、委員の皆様方の、これまでの御経験を通した様々な視点や知見から、忌憚のない御意見等を賜りますようお願いを申し上げます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

3 委員紹介

○本多主任主査 本日は委員改選後初めての審議会ですので、御出席の委員の皆様方を名簿順に御紹介させていただきたいと思っております。

〔委員名簿の読み上げにより委員を紹介〕

○本多主任主査なお、野田武則委員、熊谷雅英委員及び山本奨委員の3委員は、本日御欠席となります。

次に、教育委員会の出席者でございます。ただ今ごあいさつ申し上げました教育長の高橋嘉行でございます。この他、教育委員会事務局の各室課総括課長等が出席しております。

また、私立学校を所管します総務部法務学事課、県の次期総合計画の策定を担当します、政策地域部政策推進室の各総括課長等にも出席いただいております。なお、私は、進行を務めます、教育企画室本多です。

○本多主任主査審議に入ります前に本日の審議のポイントについて私から説明させていただきます。資料1を御覧ください。第1回岩手県教育振興基本対策審議会における審議のポイントということで、枠囲みの中に4点記載してございます。

一つ目として、本日は第1回目の審議会となりますので、この後会長及び副会長を選任させていただきます。二つ目として、教育長から本審議会に対しまして、向こう10年後を見据えた本県の教育振興の目標や取組内容に関する基本的方向について御議論いただくため諮問いたします。三つ目として、今後10年間の県の政策推進の方向や具体的な取組内容を示すため、現在策定に着手しております次期総合計画の策定について政策地域部政策推進室から説明いたします。四つ目として、教育委員会が策定する予定としております「岩手県教育振興計画（仮称）」につきまして、主に、記載項目の柱建てに皆様の方から御質問、御意見を頂戴したいと考えております。

以上のような進行で本日は進めさせていただきたいと考えております。

4 議事

（1）会長、副会長の選任について

○本多主任主査それでは、早速ですが議事に入ります。審議会条例第4条第2項に、会長が議長となる旨が規定されておりますが、本日は改選後初めての審議会であり、会長が選出されておられません。会長選出までの間、暫時、事務局において、高橋教育長が議長役を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

○高橋教育長暫時、議長役を務めさせていただきます。議事「(1)会長、副会長の選任について」を議案とします。審議会条例第4条第1項に、会長及び副会長は、委員の互選により置くことと規定されております。まず、互選の方法についてお諮りさせていただきますと思います。

僭越ですが、事務局案として、事務局から会長、副会長を指名推薦させていただく方法を提案させていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋教育長委員の皆様から異議がないようですので、事務局から会長、副会長を指名推薦させていただく方法により互選することにさせていただきたいと思えます。

事務局からは、会長には、教育行政に長く携わり、現場における経験も豊富な佐々木修一委員を、副会長には同じく田代高章委員にお願いすることとしたいと考えておりますがいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋教育長御異議がないということでございますので、会長には佐々木修一委員、副会長には田代高章委員にそれぞれお願いいたします。

ここで、ただ今選任となりました、佐々木修一会長及び田代副会長から一言御挨拶をいただきたいと思えます。

○佐々木修一会長ただいま会長を仰せつかりました富士大学の佐々木修一と申します。どうぞよろしく願い申し上げます。先ほどの教育長のあいさつにもありました、今後10年間の岩手の教育のビジョンを明らかにするという非常に責任の重い仕事でありまして身の引き締まる思いであります。委員の皆さんから多方面の、数多くの御意見を出していただきまして、まとめて参りたいと思えますので、どうぞよろしく願いいたします。

○田代高章副会長ただいま副会長に御推挙いただきました岩手大学の田代と申します。今回の審議会では非常に重要な岩手県の教育政策に関わる部分ということで、県の教育行政はもとより、岩手の子ども達にとって実りあるような充実した基本方針を打ち出せればと思っております。その点をしっかり意識し、佐々木会長を支えながら務めさせていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○高橋教育長ありがとうございました。それでは、佐々木修一会長には、会長席にお移りいただきますようお願いいたします。

〔佐々木会長が会長席に移動〕

(2) 諮問

○本多主任主査ここで、高橋教育長から、佐々木修一会長に諮問文の交付を行います。

〔高橋教育長は諮問書を読み上げ、佐々木会長に手交〕

○本多主任主査以後の議事の進行につきましては、審議会条例第4条第2項の規定により、佐々木修一会長にお願いいたします。

(3) 次期総合計画について

○佐々木修一会長 それでは、よろしくお願いいたします。早速議事を進めたいと思います。

議事(3)次期総合計画について、を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

○小野政策監 県の総合計画を担当しております政策地域部政策推進室の小野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私から、資料2-1によりまして、次期総合計画の策定について御説明申し上げます。先ほど高橋教育長の挨拶にもございましたが、現在のいわて県民計画は平成21年度から平成30年度までの10年計画として取組を進めております。これまで、いわて県民計画では教育分野を含め7つの政策を掲げ、これに基づき各般の取組を進めてきたところでございます。現在のいわて県民計画の成果、それから課題、さらには時代の潮流などを踏まえ、次の10年を見据えた次期総合計画を策定しようというものでございます。

資料2-1の「1計画策定の趣旨」を御覧願います。県民一人ひとり、それから多様な主体が今後10年間に何をすべきかを考えるということ、また、策定した計画について、県民みんなで力を結集し、行動していくため、目指す将来像や取組の方向性を明らかにすることの2点が計画策定の趣旨でございます。

次に、「2計画の役割」を御覧願います。今後10年の県の政策推進の方向や具体的な取組内容を示すものでございます。また、2点目といたしまして、県民などあらゆる構成主体が自ら取組を進めていくためのビジョンにさせていただこうとするものです。

「3計画の概要」、「(1)計画期間」についてですが、2019年度から2028年度までの10年間の計画といたします。

計画全体の構成についてはアとイに記載しておりますが、アとして10年間の目指す姿や、政策の基本方向を明らかにする長期ビジョン、イといたしまして、知事のマニフェスト・サイクルを考慮して基本的に4年間から成るアクションプランの2つから構成いたします。

それから、「(3)計画の主な方向性」については大きく2点ございます。アといたしまして「幸福」をキーワードに岩手が持つ多様な豊かさやつながりなどにも着目し、岩手の将来像を描いていきたいと考えております。それから、イといたしまして、現在の県の東日本大震災津波復興計画は平成30年度までの8年間の計画となっており、いわて県民計画のタイミングと同じ平成30年度が最終期間となっておりますが、復興の取組については引き続き、計画期間が終了した後も取組を進める必要がございます。こういったことから、次期総合計画でも被災者一人ひとりの幸福追求権の保障といった東日本大震災津波からの復興に向けた基本方針など、復興に当たっての原則を引き継ぎ、また復興の取組を明確に位置づけて、引き続き切れ目のない取組を進めていくことといたします。

それから、「4計画策定の進め方」ですが、次期総合計画全体については、総合

計画の策定や推進の役割を担っている岩手県総合計画審議会において審議することとしています。去る11月8日に知事から総合計画審議会に対し諮問しましたが、ここからおよそ1年間、集中的な審議を行う予定としております。また、当審議会を含め、各分野のさまざまな審議会がございますので、ある程度たたき台等が取りまとまった段階で、時間を頂戴して御説明させていただきたいと考えております。

「4の(2) 県民等からの意見聴取」についてですが、県の総合的な計画ですので、各策定の過程を通じて広く県民の皆様などからの意見や提案をお受けする予定としております。

「6 策定スケジュール」についてですが、年度が替わって6月頃には総合計画審議会から中間答申を頂戴し、それをもとに県として素案を公表いたします。また、9月に、計画案を公表しますが、その間、地域説明会やパブリックコメントなど、各地、各分野において説明を行い、また御意見を頂戴するというプロセスを経ます。そして、平成30年11月頃には総合計画審議会から最終の答申を頂戴する予定としております。その上で、平成31年2月の県議会におきまして議案を提案し、議決を頂戴した後、3月末までに次期総合計画を決定、公表し、平成31年度4月からは次期総合計画の取組を進めて参りたいと考えております。

3ページを御覧願います。今御説明申し上げました次期総合計画の策定のスケジュールのイメージを図示したものです。左下の点線の枠内には、県民の皆様などからさまざまな機会、形をとって御意見を頂戴したいと考えており、その概要をお示ししたものです。例えば外国人県民の皆様からは、懇談会を行い御意見を頂戴することとしており、先日、既に県南広域において外国人県民との意見交換等を行ったところです。また、ホームページや、フェイスブック、ツイッターなどを通じて、幅広く情報を発信して参りたいと考えております。

それから、次の4ページをお開き願います。次期総合計画の構成のイメージを長期ビジョンとアクションプランに分けて御説明いたします。

初めに、10年の長期ビジョンですが、概ねこういった章立てでつくって参りたいと思います。例えば、はじめにの中に計画策定の趣旨や期間、基本的な推進の考え方等を盛り込みます。

また、理念の中で、先ほど申し上げました次期総合計画のキーワードとなります「幸福」について、その考え方を掲げたいと思っております。

また、上から5つ目のところですが、復興推進の基本方針として、特に沿岸の被災地の皆様が次期総合計画を御覧になってもきちっと復興の取組が明らかになるように、章を設けて復興の基本方向を盛り込んでいきたいと考えております。

また、1つ飛んでいただきまして、長期的、政策横断的に取り組む重要構想、プロジェクトについてですが、政策を超えて、今後10年のさまざまなイノベーションや規制改革などを見込みながら、長期的な視野に立って進めていくものをプロジェクトとして複数位置づけたいと考えております。

また、その下の地域振興の展開方向につきましては、県内を4つの広域圏に分けておりますけれども、4広域圏毎の振興の展開方向について、盛り込んでいきたいと考えています。この部分については、4つの広域振興局毎に地域での議論を進め

ていくこととなります。

そして、その下の、アクションプランについてですが、下の計画期間を御覧願います。基本的には知事のマニフェスト・サイクルを考慮する形で、4年間と考えております。10年の長期ビジョンですので、現在のところ、これを4・4・2という形で期間設定したいと考えております。

アクションプランにつきましては、復興について特化して書き込む復興プラン、政策全般について盛り込む政策プラン、4つの広域圏の内容を書き込む地域プラン、こうした計画を進める上でどういった行政運営を進めていくかという内容を示す行政経営プラン、この4つにより構成する予定でございます。

なお、復興プランにつきましては、まずは第1期の4年間について策定し、第2期以降については第1期復興プランの進捗、取組状況を踏まえ検討したいと考えております。

資料2-1については以上でございます。

なお、資料2-2は、現在のいわて県民計画に基づく取組の進捗状況をまとめた資料となります。右側に記載のとおり、現在のいわて県民計画は7つの政策を掲げて取組を進めているところです。当審議会に主に係る部分は政策のV教育・文化、「人材・文化芸術の宝庫いわて」の実現に向けて取組を進めているところですが、詳細については時間の関係から省略させていただきます。

次に、資料の2-3を御覧願います。次期総合計画のキーワードとして「幸福」といったものを掲げておりますけれども、その背景といたしまして、昨年度から本年9月まで、「岩手の幸福に関する指標」研究会を有識者の方々にお集まりいただき、立ち上げまして、その中で幸福に対しての考え方や指標の設定の仕方などについて御議論をいただき、報告書を取りまとめいただいたところです。

その中で、右側真ん中のところにさまざまな色で図示している部分がございますが、主観的指標として、黄色い主観的幸福感の下に12の幸福の要素が掲げられています。仕事、収入から、歴史・文化、自然環境まで、12の要素がございます。それぞれ一人ひとりが幸福について考える際に重視する視点について、研究会で先行事例や研究事例などを検討いただき、この12の要素を抽出いただいたところがございます。次期総合計画の策定に当たっては、この12の領域を一つの切り口として、今後政策を掘り下げて位置づけて参りたいと考えております。いずれこれに基づく計画については、ある程度まとまった段階で、改めて当審議会において御説明を申し上げる機会を頂戴したいと考えております。

以上、御説明申し上げます。よろしく願いいたします。

○佐々木修一会長ありがとうございました。ただいま事務局から御説明のありました資料ナンバー2について質疑を行います。委員の皆様方から、御意見、ご質問がございましたら挙手をしていただき、ご発言をよろしく願いしたいと思います。

○和田修委員資料2-1の(3)、「幸福」をキーワードにということですが、「幸福」をキーワードにされたことについて、若干説明をお願いできればと思います。

○佐々木修一会長それでは、事務局お願いいたします。

○小野政策監「幸福」を次期総合計画のキーワードにすることについてですけれど

も、県として「東日本大震災津波からの復興に向けた基本方針」を大震災から1カ月になる平成23年4月11日に策定し、それに基づきまして復興計画を策定し、また取組を進めてきたところでございます。

その中の2つの原則の一つとして、被災者の人間らしい暮らし、学び、仕事を確保し、一人ひとりの幸福追求権を保障するという中で、幸福追求権の保障といったものを盛り込みました。それに基づき、特に復興においては一人ひとりの復興を大切にしながら、これまでの取組を進めてきたところでございます。これまでそういった観点から「幸福」といったものをテーマといたしますか、基本とした取組や、その復興の取組の途中でさまざまな内外からのつながりなどもいただき、復興に取り組んできたところですが、大震災津波からの復興の中で培ってきた取組や考え方を次の10年の中で全県に広げ、次期総合計画をつくってはどうかといったことが一つのきっかけでございます。

また、本県の先人の一人である宮沢賢治の言葉の中に「世界がぜんたい幸福にならないうちは個人の幸福はあり得ない」といったこともあり、岩手の中で幸福といった切り口は非常に背景としても親和性の高いものと考えております。

さらに、現在のいわて県民計画の中で「希望郷」といったものを掲げてございます。では、今の県民計画において幸福といったものについて何も考えていなかったのかといたしますと、そうではございません。幸福について専門的にさまざま議論はされてきており、そういった積み上げがございまして、次の10年を考えるに当たって、そうした幸福を単なる概念的なものではなく、具体的な取組まで落とし込むことが可能であるということを研究会の中でも報告をいただいているところでございます。例えば先行事例としては、OECDにおけるよりよい暮らし指標とか、さらにブータンにおけるGNHの考え方、内閣府における幸福度指標試案といったものの提言がございまして、そういった経緯がございまして、ある程度政策の中に幸福といった概念を取り込むことが可能ではないかといったことが背景になっていることが1点。それから、先ほど説明しました復興の取組の中で幸福といったものに取り組んでいますので、それを全県に今後広げていこうということが背景にございます。

幸福といったものについては観念的な話ですので、なぜこれを県の総合計画の中に位置づけるのかということについては、しっかりと御説明することが重要と考えておりますので、さまざまな場面、機会を通じて、幸福の考え方について御説明をする機会をつくっていきたくと考えております。

○佐々木修一会長ありがとうございました。それでは、委員の皆様方、そのほか御意見、ご質問ございましたらお願いいたします。それでは、ほかに意見等なければ、議事を進めます。

なお、用務の都合によりまして、小野政策監はご退席となりますので、ご了承をお願いいたします。

(4) 岩手県教育振興計画（仮称）について

○佐々木修一会長 それでは次に、議事（4）岩手県教育振興計画（仮称）について

を議題といたします。

資料3-1から資料4-2まで一括して事務局から説明をお願いいたします。

○鈴木企画課長 県教委教育企画室で企画課長をしております鈴木と申します。私から資料説明をさせていただきます。

まず、資料3-1、諮問事項についてでございます。まず「1 諮問事項」についてですが、生徒数の減少ですとか、さまざまな教育課題など、10年先を見据えた本県の教育の目標、目指す姿、その目標に向かってどのような基本的な方向性で取組を行っていけばいいのかということについて、委員の皆様それぞれのお立場から御意見をいただければと考えているところでございます。

「2 諮問の背景、趣旨」ですが、まず1つ目の丸ですけれども、本県の教育行政は、現在、平成30年度までを期間といたしますいわて県民計画という県の全体計画と、県民計画を踏まえて教育分野の10年間の具体的な取組を取りまとめました岩手の教育振興というガイドラインがございまして、その2本立てで推進してきているところでございます。

2つ目の丸ですけれども、その計画期間が平成30年度までで終了すること、また、少子高齢化、グローバル化など、教育をめぐる状況もさまざま変化してきていること、3つ目の丸ですが、いじめや教員の多忙化、子どもの貧困など、新しくクローズアップされる課題も顕在化してきているところでございます。

4つ目の丸ですが、このような社会情勢などの変化を受けて、県では県全体の長期的な計画である次期総合計画を策定することとしています。その教育分野につきましても、県の次期総合計画の内容を踏まえ、10年先を見据えた目標や、取組内容について、仮称ですが、岩手県教育振興計画という形で策定したいと考えているところでございます。

最後の丸ですけれども、教育振興計画を策定するに当たりまして、目標や目指す姿、取組の方向性などにつきまして、有識者の委員の皆様には御意見を伺いながら策定していくというものでございます。

次に、「3 岩手県教育振興計画の策定の考え方」でございます。この教育振興計画がどのようなもので、県全体の計画である次期総合計画とどのように違うのかといったところですが、資料の右側を御覧いただきたいと思います。次期総合計画と教育振興計画を対比させた表でございます。計画期間は、どちらも平成31年度から10年間ということで同じでございまして、策定の時期につきましても、表記は若干違ってはいますが、どちらも来年度中に策定するということになってございます。

それで、構成のところですが、先ほど小野政策監からもお話ございましたが、次期総合計画は長期ビジョンとアクションプランの2つで構成されますが、長期ビジョンは、長期的な岩手県の将来を展望し、大きな視点で目指す将来像とその実現に向けた政策の大きな方向性を示すというものでございます。アクションプランは10年間の期間を、資料では4年ないし3年となっておりますが、先ほど小野政策監のほうから4年、4年、2年ということで、資料が間違っております。原則4年で区切って、その期間において長期ビジョンを実現するために取り組むべき具体的な

取組内容を示すというものでございます。

資料左側の、「3岩手県教育振興計画策定の考え方」を御覧願います。その一番上の1つ目の丸ですが、ただいま説明したような内容を記載しております。大まかに申し上げますと、次期総合計画は長期的、マクロ的な視点で目指す姿などを示す長期ビジョンと、短期的、ミクロ的な視点で具体的な取組内容を示すアクションプランで構成されることとなります。

2つ目の丸を御覧いただきたいと思います。岩手県教育振興計画は、長期的、マクロ的視点の長期ビジョンと、短期的、ミクロ的視点のアクションプランの中間的な位置づけとして、長期ビジョンとアクションプランをつなぐようなものと考えており、今後10年間のスパンで教育のそれぞれの各分野における目標や、中長期的な施策の方向性、それを踏まえた具体的な取組内容を定めることを想定しているものでございます。そのため、教育振興計画の策定に当たりましては、次期総合計画と整合性を図りながら策定していくこととしております。

一番下の丸ですけれども、岩手県教育振興計画の位置づけにつきまして、最後に説明させていただきます。若干紛らわしい名称になってはいますが、教育基本法の中で、地方自治体は教育振興基本計画という計画を策定しなければならないとされています。

次のページの資料3-2を御覧いただきたいと思います。この資料の中段のところに、「1教育基本法に基づく県教育振興基本計画の見直しのイメージ」という表がございます。表の左半分、現状のところですが、県教委ではこの教育振興基本計画を個別に策定せず、県の総合計画である長期ビジョンとアクションプランで定めている教育分野に係る内容を教育振興基本計画として位置づけているところがございます。今あります岩手の教育振興は、ガイドラインという位置づけにしておりまして、教育振興基本計画には位置づけていないところがございます。

右側の見直し後を御覧いただきたいと思います。これから策定いたします次期総合計画を構成する長期ビジョンとアクションプランの教育分野につきましては、これまでと同様に教育基本法上の基本計画に位置づけて参りますが、岩手の教育振興にかわって、これからこの審議会でご審議をいただきながら策定する岩手県教育振興計画については、長期ビジョンとアクションプランの中間的な性格として整理しておりますので、この基本計画を構成する一つのものとして位置づけることにしたいと考えているところがございます。

これまでの岩手の教育振興とこれから策定します岩手県教育振興計画の内容が劇的に大きく変わるということではないのですが、位置づけとして教育基本法の基本計画の中の一つを構成することについて、ご承知おきいただければと考えております。

以上が資料3の諮問事項についての説明でございます。

続きまして、資料4-1をお開き願います。これから岩手県教育振興計画を策定するに当たり、委員の皆様の御意見をいただきながら策定していくこととなりますが、本日第1回目ということで、教育振興計画の内容の具体的なイメージをまず持っていた上で、2回目以降に具体的な御意見をいただきたいと考えてござい

ます。

資料４－１及び４－２は、教育振興計画がどのような要素で構成されるか、柱立てがどうなるかということについて、事務局で考えた素案レベルのものをまとめたものでございます。具体的な構成ですが、まず「はじめに」ということで、計画策定の趣旨、計画の性格、計画期間、どのような内容で構成されるかということに記載してはどうかと考えております。その上で、１として、教育をめぐる現状分析と教育に求められる今後の方向性を、２として、本県教育の基本的な考え方を、３として、どのようなところを目指すのかという目標や目標を達成するための取組の視点、方向性という構成にしてはどうかと考えております。これら総論的なところを踏まえた上で個別の施策毎の取組について記載してはどうかと考えているところでございます。

個別の施策ですけれども、教育課題についてグループ分けをするということになりますが、その柱立てについては、次のページの資料４－２に、たたき台ということで事務局案を取りまとめてございます。１から８までのグループ分け、項目分けをしまして、その項目の中で取組もうとしている具体的な施策、取組を黒ポツで記載してあります。この具体的な施策をどのようにグルーピングするか、具体的な施策レベルで漏れがないかといったことなどにつきまして、委員の皆様から御意見をいただければと考えているところでございます。

前のページにお戻りいただきまして、「４個別の施策毎の取組内容」ですけれども、今見ていただきました１から８までの柱立て毎に、（１）として目指す姿、（２）として現状と課題、（３）として目指す姿を実現するための取組、（４）として役割分担、これは行政、保護者、関係団体、地域などの役割分担ということになります。（５）の具体的な推進方策ですが１０年間の取組工程表といったものを策定してはどうかと考えております。以上のような構成で策定してはどうかと考えております。

本日委員の皆様から御意見をいただきたい事項としましては、資料４－１の計画の構成について、さらに加える点などがないかといったことや、資料４－２の１から８までの個別の施策毎の柱立て、グルーピングがどうかといったこと、それから黒ポツレベルの具体的な取組について、さらに加えたほうがよい取組がないかとか、グループ分け、項目分けを変えたほうがよいものがないかといったことなどについて御意見をいただければと考えております。また、この資料に限らず、今後１０年間を見据えて、どういう教育をやっていたらいいのかといった大きな視点でも御意見をいただければと考えております。

説明につきましては以上です。

○佐々木修一会長ありがとうございました。ただいま事務局から御説明のありました件につきまして質疑を行いたいと思います。

まず、検討でございますけれども、２つに分けさせていただきたいと思います。初めに、資料３－１及び３－２の内容につきまして、御意見、ご質問をいただきます。それが一通り終わりましたから、資料４－１及び資料４－２について御意見、ご質問をいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは初めに、資料3-1及び資料3-2につきまして、委員の皆様から、御意見、ご質問ございましたら、挙手をして発言をお願いいたします。

○名古屋恒彦委員よろしく申し上げます。資料3-1の3番の丸の2つ目の文章に関してですけれども、資料3-2にもあるのですけれども、この振興計画が長期ビジョンとアクションプランの中間に位置するという位置づけをされているわけですが、この部分がちょっと理解しにくいというか、私の意見としては違うのではないかなという意見であります。

ぱっと読んだときに、中間というと、長期ビジョンと短期のアクションの間というように読んだのです。そう読みますと、例えば長期ビジョンの10年よりは短いけれども、アクションプランよりは長いと。でも、そういうわけでなく10年だということだから、時間的な、時系列的な中間ではないだろうなということは分かりました。そうすると、内容をつなぐ中間なのかなと思って長期ビジョンとアクションプランの中身を資料2で見ますと、長期ビジョンに関しては次期総合計画の全体的なプランなのだと、アクションプランは領域別のプランだということになります。そうしますと、この個別の領域と長期ビジョンの間に教育が入るという内容的な構造でもないと思うのです。その点をまず考えたところです。

それで、意見なのですけれども、中間に位置するというより、長期ビジョンとアクションプランを教育分野で具体化しようとしているのが新しい教育振興計画なのではないかというのが私の意見です。そのような読み方のほうが無難ではないかと思ったのですが、その辺について御意見をいただきたいと思います。例えば丸の2つ目の文章も、アクションプランの中間に位置するようではなく、アクションプランを教育分野での具体化を図り、そして教育施策の方向性や具体的な取組方策などを定めることを想定している、というような文章だとすっきりするかなど。現状の文章だと、今後10年間というスパンでということとか、中長期的なというような、時間を示すような文言が入っていますので、最初に私が読み違えたような、間の時間なのかなという読み方ができてしまうということと、教育分野という言葉でこの諮問事項が使われているのですけれども、ここだけさらに下位項目の教育の各分野という、同種の言葉で違う言葉が使われているのもちょっと分かりにくいのではないかなということで、そこは外してしまつてと、考えたところでもあります。いかがでしょうか。

○佐々木修一会長事務局、よろしいでしょうか。お願いいたします。

○鈴木企画課長私どもで考えたところにつきましては、総合計画の長期ビジョンは全体的な、全体的なと申し上げましてもそれぞれの各分野がございまして、分野毎に目指す姿、あとは基本的な施策の方向性が示されるというものでございまして、長期ビジョンの中の項目の一つとして、当然教育という分野も入ってございます。その長期的な目指すべき姿、方向性をもとに、今度アクションプランというものをつくるということで、これにつきまして先ほど説明にありましたとおり、4年、4年、2年というつくりになります。今回4年、4年、2年の分を、アクションプランを一気につくるということではなく、今回は平成30年度までに第1期アクションプランとしまして、まず最初の4年間の具体的な取組内容を定めるということにな

っております。

私どもで考えております教育振興計画につきましては、ある程度10年間の具体的な取組について、一旦ここで検討しようということでございます。今後第2期アクションプラン、第3期アクションプランが検討されるという時に、教育振興計画をさらに具体化するものとして第2期アクションプランをつくっていくといった意味で、中間的な性格というイメージを我々もしたところですが、どのような位置づけにするかということについては、委員からもお話がありましたように、教育分野で具体化していくという、アクションプランに具体的にさらに落とし込んでいくという意味では、そういった考えなのかなと考えておりますので、そういった点については、事務局で考えていたものはそういうことですが、表現がもし適切でなければ、そのように改めたいと考えてございます。

○佐々木修一会長名古屋委員、いかがですか。

○名古屋恒彦委員いずれにしても、長期ビジョン、あるいはアクションプランを教育分野でどういうふうにやっていくかということが振興計画の作業になるのかなと理解してもよろしければ、そのように。中間というのがちょっとビジュアルとして違うかなという感じがしますので、よろしく願います。

○佐々木修一会長私も、この中間に位置するということで、どなたからもご質問がなければ質問させていただこうと思っていたのですが、アクションプランは4年程度でつくられるのですけれども、もしかすると教育分野は他の部局とちょっと違うところがあって、アクションプランで例えば4年間でこういう目標を達成しましょうと、ここまでいったら次の目標はこうだと、それは教育分野でも同じなのですが、ただ教育の場合はある程度の時間がかかるということもありまして、4年間の目標をかつちりと決めて、そこが達成できなければという形にはちょっとなじまないのかなと感じているところがあります。そういう観点で他部局と同じように4年、4年、2年と一応まとめはするのだけれども、アクションプランのように4年間で絶対達成するというような、そういう短期の持っていき方はしないのではないかと考えたのですけれども、いかがでしょうか。

○鈴木企画課長ありがとうございます。確かに教育については、ある程度息の長い取組をしていかなないとなかなか成果が見えてこないということもございまして、今までは岩手の教育振興で10年間の取組を定めてきたということなのだろうと思います。今度の教育振興計画についても、10年間の具体的な取組をまずある程度長期で考えて、それをアクションプランという形に落とし込んでいくということが必要だろうということで、教育振興計画はそういう位置づけにしたいと考えていたところでございます。

○佐々木修一会長ありがとうございます。この件に関しまして、考え方と申すか、計画のつくり方ですね、教育振興計画はあくまでも10年を見通したと。しかしながら、県の流れ、行政施策の流れで4・4・2というところで、ある程度見直しを図っていくのだというようなイメージだと思うのですけれども、こういうような考え方でよろしいかどうか、いかがでしょうか。委員の皆様方、ちょっと御意見をいただきたいと思っております。

○**深谷政光委員**私は単純に理解しておりまして、県でも総合計画、いわゆる10年後を見据えた、本当に県の全てに関する理想計画といえますか、そういうことが分野別に構成されて策定されるということで、その中の分野別の、農林業であれば農林業などあらゆる分野の基本計画が構成されると思うのですけれども、その基本計画が、今回教育振興計画そのものが教育基本法17条第2項に規定する岩手県教育振興基本計画に位置づけるということになるわけです。この振興計画（仮称）がきちっと策定された場合には、これが基本計画であるということで理解してよろしいわけですね。

○**佐々木修一会長**いかがでしょうか。

○**鈴木企画課長**資料3-2のところでも御説明したところでございますけれども、教育振興基本計画をつくらなければならないということで、今までは総合計画の長期ビジョンとアクションプランを基本計画という形で位置づけていたところですが、今回は長期ビジョン、アクションプランに加え、今回つくる教育振興基本計画の3つを基本計画に位置づけたいと考えているものでございます。

○**佐々木修一会長**深谷委員、いかがですか。

○**深谷政光委員**私は、町のこういう計画も、正に策定年ということになっていまして、アクションプラン、これは実施計画だと思うのですが、そういうことなので内容は理解できますけれども、何となくややこしい感じに受け取ってしまいました。お話を聞いて、全体が教育振興基本計画として位置づけるということですから、それはそれで理解させていただきます。

○**佐々木修一会長**ありがとうございました。では、教育長さん、お願いします。

○**高橋教育長**今の点について、ちょっと補完して説明させていただきたいと思っておりますけれども、委員の皆さんもご存じのことだと思いますけれども、実はいじめ問題を大きなきっかけとして、一昨年ですけれども、教育委員会制度改革がスタートしたということでございまして、それまでどうしても教育行政、それから学校教育、教育分野は行政からの独立性を重視されていたということに対し、戦後の教育制度改革もあるのですけれども、さまざまな意見があったのですが、地方行政の中で、首長と教育委員会とが密接に総合に連携しながら一体的に推進していくことが必要だということで、今般の教育委員会制度改革がスタートした経緯がございまして。

そういう中で、計画の位置づけをどうするかということですが、これは教育分野が独立して一つの計画ということではなく、県行政全体の中の一つ分野と言いつつも、正に地域をこれからつくっていく人材を育成するという面では中心的なテーマというのがこの教育だろうということで、これは相互に密接な関係を有した中で、岩手県の教育全体を推進していくことが大事だということで、委員おっしゃったように、法定上の一つの計画が県でも一つということ、その考え方もあるのですけれども、ただいま申し上げたような考え方で、一体的に岩手県の教育を進めていくというポリシーを持たせていただいて、このような考え方としたいと考えているところでございます。

○**佐々木修一会長**ありがとうございました。この計画策定の基本的な考え方、基本計画と、それからアクションプランというのが県の総合計画のつくり方だという、

そこのところが複雑ということで、なかなかイメージができないということですが、この件に関しては他の委員の皆様から何かありませんか。

○浅沼道成委員 私もこの分野は分かりづらいというよりは理解できないのですが、私の立場から言わせていただきますと、県の総合計画の学び・文化・スポーツ部会の部会長をさせていただいている関係もありまして、この辺をしっかりと位置づけをしていただかないと、何か混乱しそうだという感想を持ちました。補完的なのか、どういう役割が教育振興計画というものなのか。実は、自分の経験の中でいうとスポーツ分野でもありまして、国の法律の中にスポーツ基本計画をつくることというのがあるのです。同じなのです、教育と。その中で、岩手県には実はないのです。総合計画がそれを補完するというか、位置づけるようになっており、具体的にはないのです。でも、そういうことは逆に言うと、よって立つところがちょっとぼけてしまうのです。そういった意味では、もう一つきちんとした教育振興基本計画というものは持つておくべきだと思っています。ただし、その関係性をちゃんとしておかないとちょっと困っていくという気がしますので、もうちょっと整理していただきたいというのが私の意見というか、お願いです。

○佐々木修一会長 ありがとうございます。それでは、ここのところは今さまざま御意見が出ましたので、事務局で再度お考えいただきまして、表現のところを整理していただき、県の総合計画との関連性や関係を整理して、次の会議のときにご提示いただければと思いますが、それでよろしいでしょうか。

○田代高章委員 それで構わないのですが、やっぱり少し関係が分かりにくいというのはそのとおりですから、行政全体の取組と教育行政とは包含でつながりがあるのはよくわかるのです。ただ、教育行政部分で教育振興基本計画と言われると、やっぱり総合計画の中のサブカテゴリーに位置づけられるのではないかというのが一般人の感覚だろうと思うのです。そのあたりのところが例えば資料3-2の表でいきますと、右側の総合計画の外側に県の教育振興基本計画の範囲という一番大きな点線枠があるのです。そうなってくると、県の教育振興基本計画が一番広くて、その中に行政部分としての中核を担う総合計画があるような誤解を招くので、そうではなくて、あくまでも県の総合計画があり、そのもとに具体化するための教育振興基本計画が存在し、それをさらに長期ビジョンとの兼ね合いにおいて、アクションプランで具体化する部分が今回我々が議論する県の教育振興計画（仮称）の部分であり、これが俗に言う国が求めている教育基本法17条で各自治体が定める教育振興基本計画にほぼ該当し得るものですよと、そういう形の整理の仕方をしていただくと非常に分かりやすくなるので、ぜひそのあたりは事務局にお願いになりますので、もう少し分かりやすく、見やすい形に修正いただければありがたいと思いました。

○佐々木修一会長 いかがでしょうか。

○鈴木企画課長 本日いただいた御意見を踏まえまして、事務局で整理させていただいて、また次回お示しをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○佐々木修一会長 それでは、よろしくお願いをいたします。

次に進みたいと思っております。資料4-1及び資料4-2につきまして、御意見、ご

質問がございましたなら、先ほど同様、挙手をして発言をよろしく申し上げます。

○酒井久美子委員 資料4に入ります前に、ちょっと関連して戻って、資料3—1のところからでよろしいでしょうか。

○佐々木修一会長 はい、どうぞ。

○酒井久美子委員 諮問の背景、趣旨のところの丸の3番目に、教育をめぐるさまざまな問題が顕在化しているという文言がありますけれども、その中にいじめとか教職員の多忙化、子どもの貧困対策などとまとめられているのですが、もちろん全部記載しなくてもよろしいのですが、その「など」のところには、あとどういうものが入るとお考えなのか、そこをまずお聞きしたいと思います。

○佐々木修一会長 事務局お願いいたします。

○鈴木企画課長 ありがとうございます。「など」ということで一くくりにさせていただいておりましたけれども、前の10年間の計画から今回新たな視点で出てきているものということで、この3つを取り上げさせていただいたところですが、新しい学習指導要領への対応の視点なども必要だろうと考えております。その中でも特に大きいのが開かれた教育課程というキーワードがございまして、どういうことかという、学校だけではなくて地域、社会と連携しながら、いろんな課題に取り組んでいかなければならないという状況になってきているところが一番大きいところではないかと考えているところです。

○佐々木修一会長 酒井委員、今の事務局の回答ですけれども、いかがでしょうか。

○酒井久美子委員 私がお聞きしたいのは、これからの対策のことではなく、現状をどう認識していらっしゃるかということ。私は実際に高校教育に携わっているのですが、生徒の実態は大変なことが起こっています。そのあたりを教育委員会はどのような認識をお持ちなのかということをお聞きしたいということなのです。

○佐々木修一会長 事務局いかがでしょうか。

○鈴木企画課長 個別の内容につきましては、資料4—1のところでお示しをさせていただいておりますけれども、個別の施策毎の取組の内容ということで、(2)のところ的现状と課題ということで、個別にこれから委員の御意見をいただきながら検討していきたいと考えているところでございます。

○佐々木修一会長 酒井委員は、資料3—1の中身についてご質問されておられますけれども、これは、資料4—1の構成イメージのはじめにの次、教育をめぐる状況と今後の方向性にかかわるところだと思います。現状をどのように把握しておられるか、我が国並びに本県の教育をめぐる状況ですね、そういう趣旨だろうと思います。

酒井委員、今の事務局の回答でいかがでしょうか。あるいはこういう状況なのですよというようにお話を、具体的に第2回以降でお話いただくことになると思うのですが、今、その一端をお話いただければ。

○酒井久美子委員 資料4—2のところに柱立てがあるのですけれども、そのどこにも入らないような問題が現実には起きているのです。入らないというか、どれにも関わってはいるのですけれども、どこの部分にこういう問題が入るのかというところをお聞きしたかったということが1つあります。というわけで資料4—2に行っ

てしまうのですが、よろしいですか。

○佐々木修一会長どうぞ。

○酒井久美子委員例えば2番に確かな学力の定着とあります。これは、普通の学校に通って学んでいる生徒たちを対象にした内容かと思うのですが、学校そのものに行けない子ども達がたくさんいるのだということです。子どもの学ぶ権利がどこで保障されているのかとか、そういう問題について今正に考えていかなければならない時期になっているように思います。

それから、3番の豊かな心の育成で、黒ポツの5つ目に、心のサポートや相談体制の充実というのがありますが、この辺にもかかわってくるのですが、不登校、発達障がい、人との関係が結べない子、そういう子たちが増えている現状で、豊かな心ということとマッチするのかどうかということもあります。

あとは、5番の特別支援教育の推進があります。これは、特別支援学校の生徒たちを対象にしていることであると思うのですが、そこにも入れない子ども達、グレーゾーンにいる子ども達、そうするとインクルーシブ教育ということになってくると思うのですが、この辺をどのようにお考えかということ。

最後になります、8番の教育環境の確保というところで、2つ目に、多様なニーズに対応する教育機会の提供とあり、これが学ぶ権利に関係してくると思うのですが、この辺の柱立てをもう少し整理していただければありがたいと思います。

私は私学なのですがけれども、公教育の中で置き去りにされてきた子ども達が私たちの学校にはたくさん入っております。その子達にいかに学ぶ意欲を持たせて、生きる力をつけて世の中に出してやるかというのが私たちの大事な仕事になっているのですが、それは口で言うほど易しいことではありません。いろいろな専門機関との連携もとりながら進めていく必要があります。こういう子ども達をきちっと育てなければ、いずれ10年後、20年後の日本の未来、それから世界で活躍する人材の育成には結びつかないと思うのです。社会保障の問題とも関係あります。そういう子達の保護者は、総じて生活保護を受けています。非常に貧困です。親の教育力がやっぱり不足していますので、その子達も負のスパイラルのようにそういう循環に組み込まれていく現状があります。

こういうところが結局は将来に結びついてきますので、こういう視点からもぜひお考えいただきたいと思います。要望です。

○佐々木修一会長ありがとうございました。事務局に伺いますが、資料4-2はたたき台という表現ではありますが、個別の施策の柱立てということですので、今後これらを検討して施策としていきたいということだと思います。各界から委員の皆さんにお集まりいただいておりますので、今、酒井委員がおっしゃったこと以外にも、この柱立てについて、本日、委員の方々から御意見をいただいた方がよろしいか、それとも次回のほうがよろしいか、あるいは文書等で各委員に次回までに意見を寄せていただくという方法もあろうかと思いますが、どのようにお考えでしょう。

○鈴木企画課長ありがとうございました。まず、ある程度この項目のところを固めた上で各論に入っていきたいと考えておりますので、できれば今回ある程度御意見をいただいて、次回のところでその御意見を踏まえた案を出させていただき、それに

ついて御意見をいただいて、次回あたりで柱立てについてはある程度固めたいと考えております。次回いただいても結構でございますけれども、ある程度今回も御意見をいただければと考えてございます。

○佐々木修一会長 それでは、柱立てにつきましては、そのほかの御意見をお聞きした後、まとめて委員さん方から伺いたいと思います。

それでは、この柱立て以外のことで、資料4-1、4-2のところでご質問、御意見ございませんでしょうか。

○五十嵐のぶ代委員 資料4-2に関して、ちょっと具体的な意見になります。この資料はあくまでもたたき台ということで、今後いろいろ変遷されていくものと考えておりますが、ちょっと検討いただきたいのが、2番の丸ポツの一番下の私立学校の特色ある教育活動の推進について3番の一番下の丸ポツも重複して同じ文言になっているのです。多分策定された後、1年後、2年後に達成状況等々調査するかどうかと思うのですが、そのときに同じ文言だとポイントをつけたりするのに非常に苦労するのではないかと思います。心の育成と学力の定着というところなので、その違いがわかるような内容にしていたほうがいいのではないかと思います。

○佐々木修一会長 ありがとうございます。それでは後から事務局のほうで整理していただきたいと思います。

○八重樫由吏委員 1つ質問なのですけれども、このたたき台にあります順番は重要度の順番を意味しているのでしょうか。

○佐々木修一会長 重要度の順番なのかということですね。いかがですか。

○鈴木企画課長 特に重要の度合いで序列をつけたということではないのですけれども、知、徳、体を総合的に育むということが学校教育の一番のところなのだろうと考えているところなのですけれども、県全体で考えますと、ふるさと振興というところがかかなり言われてございまして、やはり地元定着というところなり、離職防止といった個別の教育に求められている新しく出てきた課題もございまして。今回はそういった新しく教育に求められているものをまず一番最初に持ってきたということとございまして。その上で、今まで学校教育、それから社会教育という分け方で大きく分けまして、その上でさらに教育環境の確保ということで、教員の多忙化の関係のような教育の土台となるような、ベースを支えるような施策について、8番に盛り込んだということで、特に重要度を意識して項目分けをしたということでは考えていないところです。

○佐々木修一会長 ありがとうございます。大体1番目に総論で、次は子ども達に身につけてほしい、知、徳、体の順。教育の世界では大体こういう形で整理されていますので、その順番かなと。あと、最後はそれを支える環境づくりという、そんな順番かなと私は見させていただいたところです。

○西館敦委員 資料4-2ですが、こういったものは恐らく困っているから目標にするという、当たり前のことだと思うのですが、1番から8番まで全て文章のみでこういう取組が必要だと書いているのですが、どのくらい今困っているからという数値の部分とか、それがあっての目標の数字があると、一般の人も分かりやすいのかなとも思いますし、今後審議していく上で、このくらい達成されていますね、まだ

足りませんねというのが明確かなと思います。いつまでにどのくらいを目標という数値目標だとか、先ほど先生おっしゃった優先順位なども明確にさせていただいたほうが審議する上での順番、時間効率もいいのかかなと思います。

○佐々木修一会長ありがとうございました。コメントをお願いしたいと思っておりますけれども、よろしいですか。

○鈴木企画課長ありがとうございました。数値目標ですとか、現状の状況がどうなっているかといったようなところにつきましては、今後個別の施策毎の取組をご審議いただくこととなりますので、その際にそういったものをご提示できるようにしたいと考えてございます。

○佐々木修一会長ありがとうございました。

○名古屋恒彦委員私、特別支援教育推進プランの策定のメンバーから来ておりますので、その部分に関して、5番ですね、それからあと一、二述べたいと思っております。特別支援教育の推進のところは4つあるのですが、具体的なアクションは推進プランでやっていくということですので、もう少しこの部分は理念的あるいは抽象的なほうがいいと思いました。

それで、1つ目ですけれども、就学前からの教育支援体制の整備、体制整備ということが具体的に何を意味しているのか、教育支援委員会等の整備がなお必要なことがあるとすれば、こちらのプランでやることかもしれないなと思ったり、そのような趣旨からすると、例えばこの部分は教育支援及び進路・就労支援の推進みたいな感じで、少しばふっとしておくということ。

それから、4つ目の県民と協働した特別支援教育体制づくりというのも、特別支援教育の推進ぐらいにはばふっとしておくということ。

それから、2つ目なのですが、これがかなり具体的な、交流という方法を特定しているものですから、業界では交流及び共同学習という言い方をするのですが、これがちょっと具体的過ぎるかなという感じがしていて、先ほどご発言の中にもあったのですが、この部分を担保しようとする、もう少し広く特別支援学校や特別支援学級、通常、通級、全てカバーできるような形での言葉に言いかえたほうがよいような気がしていて、インクルーシブ教育システムの構築と充実みたいなことでどうかなと、そういうことに置きかえたほうがいいのではないかなということでした。

それからあと、ほかの部分のところですが、例えば3の豊かな心の育成の下から2つ目も、相談体制ということで体制を入れるかどうかということもあるかなということに関連して思ったところです。

それから、特別支援教育関係であと1点は、これは悩ましいところなのですが、私どもも特別支援学校で教育目標などを設定するときに悩むのですけれども、4番の健やかな体の育成というところなのです。特別支援学校には病弱特別支援学校というのがございまして、健康的な部分でいくとベースが病気と闘いながら、あるいは場合によっては健康状態がマイナスのほうに行く中で日々を豊かに暮らしている子ども達がいる、そうするとその子ども達に健やかな体ということを総論的に言ってしまうと、ちょっと排除の論理が働きかねないような総論だということなのです。

ですから、例えば、代わりの言葉も、私が以前学校の教育目標を考えたとき、心と体を分けて書くとする、「健やかな」に置きかわるようなプラスイメージの言葉、障がいがあっても、あるいは闘病していてもいいのだというように言えるようなポジティブな言葉というのですか、例えば生き生きとした体とか、何かそのような言葉を少し提案できればなと思ったことがあります。

以上が特別支援関係で思ったことであります。

それから、2番目の2つ目の黒ボチの社会に開かれた教育課程の編成ですけれども、教育課程の編成は各学校で校長が行うものですから、このプランで編成という言葉を使うのかと。ほかと同じように教育課程の推進というような感じのほうがいいのではないかなということです。

さらに言うと、推進とかなんとかとつけていくのか。例えば1つ上は学ぶ意欲を高める取組と切ってしまっていますので、1番は全部そうですし、最後の言葉の文字を入れるかどうかというのも検討の余地があるかもしれないと。ここは推進なのだとしたことだったら推進という言葉も入れていいと思います。

○佐々木修一会長ありがとうございました。委員の皆様方の御意見、ご質問が資料2のほうに集中しておりますので、資料4-1につきましては、全体構成ですけれども、これにつきましては何もございませんか。なければ、資料4-2に対する御意見、ご質問に集中したいと思いますが、よろしいでしょうか。

○田代高章委員資料4-1で、1、2、3、4と大きな柱があって、4の個別施策毎の取組内容の中身で、(1)目指す姿について、その後の資料を見るといろいろと事業評価も含めて目指す姿が提起されているのですが、前の3番のところに目標、取組の視点があるので、その視点のところに目標が入ってくるのかどうか、その目標のレベルといいますか、目指す姿をどういう深さでもって捉えるのが難しいなと思って、あらかじめ目指す姿を出して、その次に現状、課題という構成で本当にじっくりくるのかどうなのか。本来であれば、現状分析があり、そこから課題を見出して、その課題に対応するためにこんな目指す姿を出していきましょう、それを具体的に実現するために、3番の取組という流れが本来の姿かなと思って、目指す姿があらかじめ指定された場合の目指す姿は、すごく抽象度が高くなると思うのです。そうではなくて、この場合は個別の施策毎になってくるので、具体的な現状分析があり、そこから見られる課題は何か、その課題に答えるためにどんな目標を設定しますかと。そういう流れのほうが、例えば今言われるようなカリキュラムマネジメントの推進というような発想の仕方も、まず現状分析があり、そこから目標を設定しましょう、その目標のもとに具体的なプランニングを立てていきましょう、それを実際に実施して、それを評価、改善しながら次に生かしていきましょう、そういう意味でのPDCAサイクルという形の流れが出てくるので、それを想定しながらイメージしたときに、ちょっと分かりにくさもあるなど。これが一番最初に出るのだったら、むしろそれでもいいのかもしれませんが、3番のところで目標、取組の視点もあって、そこに抽象度の高いものがひょっとしたら出てきているかもしれません。とすると、もっと具体的な目指す姿というのは、現状と課題を踏まえて目指す姿が出てきたほうが本来のなかなと思ったりしたものですから、そ

こは事務局のほうで検討してみてください。

資料の4-2の2番の確かな学力の定着といったときに、学ぶ意欲というのはすごく大事なのはよくわかるのです。学力の3要素で、それが3番目だから、とりわけ学習意欲を高めなければと。ただ、それだけではなくて、知識・技能的な側面、プラス思考・判断・表現力、問題解決・課題発見力等と、いわゆる活用力ということが何よりも今課題だと。そういうところがPISA2015でもあり、TIMSS2015を踏まえて、岩手県の学習定着度もそういうところが出ていると思うのです。そうなってきたら、学ぶ意欲を高めるのみならず、3つ目の組織的な授業改善の取組の中に恐らく入ってくるだろうと思うのですけれども、活用力を高めるというような授業改善の方向性こそが岩手では一番求められているのではないかということなのです。もし学ぶ意欲を個別具体的な部分として、取組内容として抽出するのであれば、それこそ活用力を高める。つまりそれは社会に開かれた教育課程の実現にもつながりますけれども、これからの社会に求められる資質、能力を実現するためには、何よりも知識・技能を働かせること、生活や社会とのつながりにおいて、生きて働く知識になるために、何よりも思考・判断・表現力が必要である。そのための評価手法がということさまざまパフォーマンス、評価がという形の進展が見られるので、そのあたりのところがもう少しイメージが湧くような提起の仕方をしていかないと、なかなか学校現場に対してインパクトがあるような個別具体的な取組になりにくいのかなと感じたところがありましたので、考えていただければと思います。

○佐々木修一会長ありがとうございました。それでは、ただいまの田代委員の最初のほうの御意見でございますけれども、資料4-1の構成のところは田代委員の御意見を参考にしてご検討いただければと思います。

構成イメージ、資料4-1につきましては、委員さん方から何かあとほかにございませんか。よろしいですか。

○佐々木修一会長では、4-1につきましてはこれぐらいにいたしまして、4-2は数多くあるかと思いますが、時間もありますので、できるだけたくさんの委員さん方から御意見をいただきたいと思います。大体今から10分から15分ぐらいのところをお願いしたいと思います。

○浅沼道成委員私から、最初の質問というか、お願いにつながってくるのですが、資料4-2の中身を見ていくと、基本的には学校教育中心ですよね。生涯学習的な、さっき社会教育という言葉も出ていましたが、生涯学習といった部分というのが7番目ぐらいにあるのですが、あるいは私はスポーツ系というところもあるので、4番にちょっとかかわって、4番のところの項目はちょっと分かりづらくて、1番、2番の関連性とかがよくわからないのですが、それはそれとしながら、その位置づけについて、逆に言えばはっきり学校教育を中心にきちっといくのか、生涯学習的なところをどの程度担っていく計画にするのかというのがちょっと見えなかったのです。逆に言うと、今回の推進計画は学校教育をかなり重点的にいくのだということでもいいのですか。要するに中途半端に生涯学習の地域との関係が出てくるということを感じました。

○佐々木修一会長では、この件についてお願いいたします。

○鈴木企画課長ありがとうございます。資料、全部並列で並べてしまったのですが、教育というと大きく分けるとやはり学校教育と社会教育という2つの大きな柱があって、その中で学校教育についてはこういうような形、社会教育についてはこういうような形というようなことの構成になるのかなと考えてございます。社会教育のところは生涯学習ということでちょっと一くりに今なっているのですが、どのように区分していくかということで、我々も悩んでいるのですが、現状の計画なども参考にしながらグルーピングをしていくと、こういったようなグルーピングになっているということで、それを参考にしながらたたき台をつくったところがございます。

○佐々木修一会長浅沼委員、よろしいでしょうか。

○浅沼道成委員分かりましたが、全体の計画というのはいろんな分野にかかわるので、一つに区切って縦割りで行き過ぎるというのもよくないということもあると思うので、そういう意味では役割、その辺が全体が見えるようにうまく構成してほしいなど。何となく僕からすると少なく、これでいいのかなと思うような内容に感じたものですから、そういうことも考えていただければと思います。

○佐々木修一会長ありがとうございます。ここのスポーツの部分、健やかな体の育成で、スポーツライフ、運動部活動、健康教育、あくまでも学校教育の中でということでございますね。ありがとうございます。

ほかの委員さん方、資料4-2の取組内容のたたき台として例が出ているのですが、このことにつきましてこういうのもあるのではないかとというよう御意見はございませんか。

○小笠原卓雄委員拝見しますと、小中校のところを中心になっておりますが、岩手県には短大とか大学もあるわけですが、そちらのほうについて今回は触れないものなんでしょうか。

○佐々木修一会長事務局お願いいたします。

○鈴木企画課長高等教育につきましては、所管が政策地域部になってございまして、直接的なところについて、総合計画の中での位置づけはそのような形になってございます。ただ、高大接続とか今盛んに課題として取り上げられているように、そういった関係性のところについては我々のところでもいろいろ盛り込んでいかなければならない部分もあるのかなと考えているところでございます。

○佐々木修一会長よろしいですか。あとはございませんでしょうか。

○五十嵐のぶ代委員健やかな体の育成のところは1点です。今現在教員の皆様方の多忙化の問題や、子ども達の部活動内の能力の格差が生じていて、非常に部活動に対してあり方を検討するべきだという情報がPTAにもおとりてきております。ただし、スポーツをして体を鍛えることは大切だなと保護者としては思っていますので、ここは運動部活動に限定すると、非常に10年先を見据えた上で危険かなという考えがあります。

あるいは芸術の部分に関しましても、吹奏楽部だったり、合唱部だったり、運動ではないですが、体を鍛え得る部活動もありますので、スポーツの部活動と

いう捉え方に限定するのも、違うかなと感じました。

○佐々木修一会長ありがとうございました。この件については、事務局でご検討いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。あとはございませんでしょうか。

○和田修委員 8 番の教育環境の確保の中の 5 つ目のポツです。優秀な教員の確保ということで、私は教育現場にずっと携わった経験からお話をさせてもらいますが、優秀な教員は現場にたくさんおられますが、何をもって優秀とするかというところがあると思います。優秀な教員が現場に配属されて、いわゆる心の病で休職するというケースもたくさんあります。私は、ここは優秀という言葉ではなく、教育の現場で必要とされるという文言のほうがいいというのが個人的な私の意見です。

○佐々木修一会長今の御意見につきましては、事務局のほうでお考えをいただければと思います。あとはございませんか。

私から 1 つ確認をしておきたいと思います。先ほど名古屋委員から、特別支援教育につきましては別にかなり詳細なプランが教育委員会で作られているので、そこの書き分けといいますか、こちらでは理念的なことを述べた方がよいというお話ございました。これに合わせて特別支援のそういう進め方のプランにつきましても改定がなされるのかどうかということと、その違いですね、いかがでしょうか。お答えいただけますか。

○鈴木企画課長先ほどちょっと説明をはしょってしまいましたけれども、資料の 3—2 を御覧いただきたいと思います。真ん中の右側の表になりますけれども、2 の教育委員会が策定する計画等の改定スケジュールということで、上は次期総合計画でございまして、アクションプランがあって、さらに今審議していただいている教育振興計画（仮称）があって、さらにこの下のところに個別の義務教育ですとか、高校教育、キャリア教育、特別支援等々の個別の計画がございまして。教育振興計画につきましても、総合計画よりは具体的に記載することになりますけれども、ここからさらに個別の計画で、さらに詳細な取組について個別に策定していくという流れになるということでございます。

○佐々木修一会長ありがとうございました。そのほか委員の皆様方、資料 4—2 の中身につきましてございませんか。

私からもう一点お願いいたします。健やかな体と豊かな心のところを一緒にするという案について、その案に限らず、いろいろな子ども達がおられますので、そのあたりをよくお考えいただいて、このタイトルといいますか、項目名を定めないと、誤解されるおそれも出てくることもあろうかと思っております。ご配慮いただきますよう、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、資料 4—2 について、ほかに御意見、ご質問がなければ、委員の皆様方からさまざまな御意見出されましたので、事務局におかれましては本日出された意見を参考にいただきまして、今後の作業を進めていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○高橋教育長委員の皆様からさまざま御意見を頂戴いたしました。大変ありがとうございました。正にこの審議会委員の皆様からそれぞれの知見に基づいた御意見をいただきたいというのは、冒頭申し上げたとおりでございまして、そういう考え

だったのですけれども、本当に積極的な意見交換をしていただいて、大変ありがたかったと思っております。

酒井先生からお話しいただいた点については、正におっしゃるとおりだと思っております。ただ一方で、全体的な岩手の子ども達の大宗をなす、基本的に教育の目指す方向性というものをしっかり書き込みたいということと、特別支援の話も名古屋先生からございました。そういう障がいがある子ども達がいるという現実もしっかり踏まえつつ、それが全てだということになってしまうと、教育の方向性という大きな潮流というものを描くことがなかなか難しくなるという面もあるかなど、御意見をいただいておりますと感じたところでございまして、それは個別の計画でありますとか、あとは特別支援教育については、ここではさまざま障がいを持った子ども達にはしっかりやっていくという中で、スポーツの関係とか学校教育全般について、そういうこともしっかり協議が必要だなと。また、個別のプランとの関係性も十分踏まえた上で書き込んでいきたいなと思っております。

いずれ今日いただいた意見については、今度の審議会ではこういう方向で見直しをさせていただきますということをごきちんと御覧いただけるような形で、またご審議をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

それから、スポーツの関係ですけれども、実は文化スポーツ部が本年4月にスタートいたしまして、スポーツ振興計画についても昨年教育委員会の中で考え方を知事とも協議した上で、方向性を見出していったという経緯がございます。そこは総合計画と教育委員会で所管する分野との重複ができるだけないように、そしてまた漏れのないように、その辺を十分留意しながら進めさせていただきたいと思ひます。私からは以上です。ありがとうございました。

○佐々木修一会長ありがとうございました。では、資料4—1及び資料4—2につきましては、これで協議を終了したいと思ひます。

(5) その他

○佐々木修一会長議事の(5)、その他でございますが、事務局から何かございませうでしょうか。よろしくお願ひします。

○本多主任主査では、お渡ししております資料のうち、資料5を御覧いただきたいと思ひます。今後の審議会の運営につきまして、簡単に御説明させていただきたいと思ひます。

「2今後の開催予定」でございますが、本日第1回目ということで、皆様からさまざま御意見を頂戴したところでございます。

2回目につきましては、現在開催日程を調整させていただいておりますが、2月頃の開催を予定しており、本日さまざま御意見いただきました項目の柱立てについて、案をお示しさせていただくとともに、それぞれの項目毎に10年後どんな姿を目指していくべきかという、ある程度大まかな事務局の案も、あわせてお示しさせていただければと考えております。

第3回、第4回、第5回、第6回と平成30年度の予定にしておりまして、第3回、第4回、第5回の3回を使いまして、それぞれの項目毎の具体的な目標や、どういうことを取り組んでいくか、どういう工程でやっていくかという点について、皆様から御意見を頂戴しながら進めさせていただきたいと考えております。9月ころに答申案を一旦取りまとめさせていただきまして、その後、各関係団体の皆さんや、県民の皆さんからパブリックコメントなどという形で御意見をいただいて、その都度またこの審議会で、皆さんからいただいた意見をもとにした修正案をお示しさせていただきながら、御意見を頂戴し成案のほうにまとめていきたいと考えているところでございます。

平成31年1月頃に最終的に今後の本県の教育の基本対策についての答申という形で取りまとめを予定しており、それを踏まえまして、その後は県の教育委員会のほうの作業になるのですが、平成31年3月頃に計画の策定につなげていきたいと考えているところでございます。

○佐々木修一会長ありがとうございました。

ただいま事務局から今後の審議会の運営について御説明いただきました。この件につきまして、委員の皆様から何かご質問、御意見ありませんでしょうか。よろしいですか。

ないようでしたら、その他として委員の皆様方からこの審議会について何かご質問、御意見ありましたらお願いいたします。

なければ、以上で議事一切終了をしたいと思います。進行を事務局にお返しいたします。議事進行にご協力いただきましてありがとうございました。

6 閉会

○本多主任主査では、長時間にわたりましてご審議いただき、ありがとうございました。

なお、次回の第2回審議会は開催日程決まり次第、速やかにお知らせしたいと考えております。

本日の審議会はこれを持ちまして閉会します。大変ありがとうございました。